

令和3年11月16日

津幡町立小中学校
保護者の皆様

津幡町教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の一部変更について

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染症対策として、下記の4点をお願いしてきましたが、県内の感染状況が落ち着いてきていることや気温の低下により風邪等による体調不良が起きやすくなることなどを踏まえ、**①について、11月17日(水)より次のように一部変更します。**なお、感染状況によっては、再度変更前の対応をお願いすることもありますのでご理解願います。(②～④については、変更はありません)
ご家庭におかれましても、引き続き、感染症対策の徹底をお願いします。

【基本的な感染症対策】

①毎朝、体温測定、健康チェックを行い、発熱又は風邪症状がある場合や、普段と体調が少しでも異なる場合は、自宅での休養を徹底する。

同居のご家族に同様の症状が見られる場合も、登校を控える。

→〔下線部を変更〕同居のご家族の感染症が疑われる場合も、登校を控える。

②一人ひとりの基本的な感染対策として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いはじめとした「新しい生活様式」を徹底する。

正しいマスクの着用の仕方や、マスクの効果についても再確認する。

③不要不急の外出を控えるなど「人との接触機会」の低減を徹底する。飲食の場においても、大人数や長時間におよぶ会食を避けるなど、慎重に対応する。

④学校での感染を未然に防ぐために、児童生徒や同居家族等に以下の状況があった場合は、速やかに学校へ連絡する。

(学校に連絡がつかない場合は、津幡町教育委員会へ 076-288-6700)

- ・児童生徒本人や家族が新型コロナウイルス感染症に感染した(陽性となった)
- ・児童生徒本人や家族がPCR検査を受けることになった
- ・児童生徒本人や家族が濃厚接触者・接触者と確認された